

第 10 期 横浜市分別収集計画

令和 4 年 7 月 13 日

1 計画策定の意義

横浜市では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、焼却・埋立中心の廃棄物対策からの転換を図り、市民・事業者とともに分別・リサイクルを推進した結果、燃やすごみの大幅な削減を達成した。現在は、更なる環境負荷の低減を目指すため、分別・リサイクルはもちろんのこと、3Rのうち最も環境にやさしいリデュースの取組を推進している。

横浜市分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

- ・ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別を図り、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指す。
- ・脱炭素社会の実現やSDGsの達成に向けて、市民・事業者とともに3Rを推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：トン）

	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
容器包装廃棄物	267,916	262,726	258,491	254,477	251,366

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、プラスチック対策を進めるとともに、環境学習の機会の拡大や様々な媒体を活用した情報発信を進める。

(1) プラスチック対策の推進

- ・スーパーマーケットなどの小売店舗と連携し、レジ袋やワンウェイプラスチックの削減等を呼びかける。
- ・広報紙やSNS等を活用し、プラスチックごみに関する情報を発信する。
- ・プラスチックごみ削減に向けた事業者の先進的な取組を、様々な機会を捉え、広く市民・事業者に進捗を促す。
- ・コーヒー販売などのチェーン系カフェやコンビニエンスストア、無料で給水できる専門小売店などが登録する「マイボトルスポット」について、様々な事業者に登録を働きかけるとともに、市民に利用を呼びかける。

(2) 環境学習の推進

- ・ごみの処理を学習する小学4年生全員を対象に、授業の学習補助教材として副読本を配付し、ごみ焼却工場の施設見学と合わせた環境学習を実施する。
- ・分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象とした「ポスターコンクール」を実施する。
- ・保育園・幼稚園・小学校において、ごみの分別・リサイクルやプラスチック問題などの取組について出前授業を実施する。
- ・「環境学習プログラム」を活用し、様々な世代に環境について学ぶ機会を提供する。

(3) 広報啓発の推進

- ・イベントや住民説明会など様々な機会を捉えて、市民に3R行動の実践を働きかける。
- ・外国人・大学生・子育て世帯など、対象者に合わせた広報啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・びん・ペットボトル
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器)	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	古紙（紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	缶・びん・ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	3,405		3,229		3,069		2,917		2,779	
主としてアルミ製の容器	5,838		5,837		5,851		5,863		5,889	
無色のガラス製容器	8,203		7,966		7,754		7,547		7,363	
	8,203		7,966		7,754		7,547		7,363	
茶色のガラス製容器	4,866		4,696		4,543		4,393		4,260	
	4,866		4,696		4,543		4,393		4,260	
その他のガラス製容器	5,748		5,707		5,680		5,652		5,637	
	5,231	517	5,194	513	5,169	511	5,144	508	5,130	507
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	188		187		187		186		186	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	15,301		15,712		16,173		16,644		17,171	
	15,301	0	15,712	0	16,173	0	16,644	0	17,171	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	50,118		49,889		49,783		56,608		56,614	
	49,617	501	49,391	498	49,286	497	56,042	566	56,048	566

※ 紙製容器包装については、ミックスペーパー等の「雑誌・その他の紙」という品目に含めて収集しているため、無記入とする。

※ ガラス製容器（無色、茶色、その他）、その他の紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と、独自処理見込量の記載方法は次のとおり。

（合計）	
（引渡見込量）	（独自処理見込量）

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 基準となる年度の容器包装廃棄物の資源化量を、当該年度の人口及び日数で割り、「基準となる資源化量原単位」を算出。
- (2) 容器包装廃棄物の品目に応じて、過年度の実績から、「基準となる原単位伸び率」を算出。
- (3) (1)で算出した原単位に、(2)で算出した率並びに分別収集計画の計画期間における各年度の推計人口及び日数を乗じ、「計画年度の分別基準適合物等の量」を算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別 保管 段階	備考
金属	スチール製容器	缶・びん・ペットボトル	ステーション 収集及び拠点 回収	市	事業者自 主回収、資 源集団回 収も並行 して実施
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器				
	段ボール	古紙（段ボール）			
プラスチック	ペットボトル	缶・びん・ペットボトル	ステーション 収集及び拠点 回収	事業者自 主回収も 並行して 実施	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトルについては、既存の資源選別施設で選別、圧縮・保管を行う。古紙（紙パック、段ボール）については、各ストックヤードに保管する。その他プラスチック製容器包装については、民間の中間処理施設で選別、圧縮・保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 環境事業推進委員制度

ごみの減量による脱温暖化に向けた3R行動、分別排出の啓発活動、まちの美化等を推進するため環境事業推進委員を委嘱し、地域や行政と連携して取組を進める。

(2) 資源集団回収

市民と事業者の自主的な活動である資源集団回収を安定的に実施するため、登録団体に対しては回収量に応じて、登録業者に対しては回収量と市況に応じて奨励金を交付する。

(3) 適正排出の促進

分別収集への協力率、資源物の品質向上を図るため、市民に対し分別収集の周知を図るとともに、未分別ごみの取り残しを行うことなどにより、燃やすごみへの混入の防止や、分別ルールを守らない者に対する罰則を含めた指導を実施する。

(4) 事業者の支援

製造・販売事業者等による自主回収や代替素材への転換、水平リサイクル等の実現に向け、事業者を後押しする。

(5) プラスチックリサイクル拡大の検討

「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律」に基づき、現在リサイクルしているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品についても分別品目を拡大することについて検討を進める。また、一括回収することで、分別が分かりやすくなることの効果について調査・検討を進める